

更新日	サービス類型	質問ジャンル	質問	回答
6月6日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	処遇改善加算	新加算の賃金改善の職種間配分ルールに関して詳しく知りたい。事業所間での柔軟な配分とはどのくらいが妥当なのか。	「職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員に重点的に配分することとするが、介護職員以外への職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中することや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職種の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと」としか記載されていません。ただし書きの点さえ守り、配分理由が他者に説明できるものであるのであれば問題ないと考えます。下記通知をご確認いただきご対応いただくようお願いします。  老発0315第2号「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 <a href="http://mhlw.go.jp/content/12404000/001227822.pdf">mhlw.go.jp/content/12404000/001227822.pdf</a>
6月6日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	処遇改善加算	令和6年から7年度にかけてベースアップとされているが、賞与等の支給でも良いのか。	例えば、新加算の月額賃金改善要件Ⅰには、「加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てること。」と記載されており、これには賞与は含まれません。しかし、賃金改善の実施に係る基本的な考え方の欄に「賃金改善は、基本給、手当、賞与等（退職手当を除く）のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。」と記載されています。つまり、各要件で指定されている金額以外は、賞与で支払うことはできません。 尚、月額賃金改善要件Ⅰは令和6年度中は適用を猶予されており、月額賃金改善要件Ⅱは令和6年5月31日時点で旧ベースアップ等加算を未算定の事業所のみ適用されます。下記通知をご確認いただきご対応いただくようお願いします。  老発0315第2号「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 <a href="http://mhlw.go.jp/content/12404000/001227822.pdf">mhlw.go.jp/content/12404000/001227822.pdf</a>
6月6日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	月額算定とするか回数算定とするかは月毎に代えてよいのか。	回数算定とする場合は複数サービスを組み合わせる場合等、あらかじめケアプランで位置付けるため、頻回に変更することは想定していません。また、元々月額算定で計画していた利用者が、利用者の都合等により予定よりも提供回数が少なくなった場合も、月額で請求して差支えありません。
6月6日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	回数算定と月額算定を変更する場合、軽微な変更で対応してよいか。	利用者の状態、目標、事業所の変更等が伴う場合は、「軽微な変更」には該当しません。しかし、例えば、サービスを組み合わせる複数事業所を回数算定で利用予定で、一方の事業所が利用できなくなり、もう一方の事業所しか利用しなくなった場合は、回数算定から月額算定として構いません。その場合、利用者の状態、目標等の変更がなければ、「軽微な変更」で問題ありません。
6月6日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	1回毎の単位数が導入されることで、重要事項説明書の作成・同意が必要だと思うが、回数算定を利用する方に限って対応すれば良いか。	1回毎の単価を使用する利用者のみ、重要事項説明書の同意をいただければ問題ありません。これまで通りの単位数で月額報酬で算定する方は、再度同意をもらう必要はありません。 尚、回数算定の話ではありませんが、令和6年10月から訪問型サービスA、通所型サービスAの月額単価も変更となっているので、その単価を使用する場合は同意が必要となります。

更新日	サービス類型	質問ジャンル	質問	回答
6月6日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	1月なのか回数制なのか選ぶのは利用者なのか。また、事業所は売り上げの確保のため、1月の方のみ対象とすることを事業所側で決められるのか。	必要なサービスを決めるのは、利用者とケアマネジャーであり、それに対応いただける事業所を探します。売り上げが少ないという理由で利用を断るのは「提供拒否の禁止」に該当すると考えます。何卒ご協力いただけますようお願いいたします。
6月20日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	回数を定める定めないに限らず、2か所のサービス事業所を使えるようにするということがよろしいか。	回数算定を可能としたことにより、従前相当サービスと緩和されたサービスの併用で複数事業所の利用が可能になりました。組み合わせない場合、これまで通り1事業所の利用に限らず(従前相当通所型サービス及び通所型サービスAにおける要支援2の利用者の回数算定の場合を除く)。R6.6.6記載→(従前相当通所型サービス及び通所型サービスAにおける要支援2の利用者の回数算定の場合を除く)を削除。R6.6.20訂正
6月20日	1.全サービス共通 (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA・従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	5週目の利用について	月額包括報酬を使用する場合、5週目の利用については、あくまで事業所判断に委ねるのか？	「提供拒否の禁止」に該当することが考えられます。月額包括報酬を適用する場合、5週目のサービス提供について、正当な理由なく、断ることはできません。
6月6日	2.訪問型サービス (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	生活援助と身体介護の組み合わせの算定はできるのか。	1回当たりの単位数を使用できるのは、従前相当サービスと緩和されたサービスを組み合わせる場合に限られます(通所型サービスの要支援2の利用者のケースを除く)。そのため、従前相当訪問型サービスの身体介護と従前相当訪問型サービスの生活援助を組み合わせることはできません。従前相当訪問型サービスの身体介護と訪問型サービスAの生活援助を組み合わせることはできます。
6月20日	2.訪問型サービス (従前相当訪問型サービス・訪問型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	訪問型サービスの回数算定になる場合について、令和6年6月6日時点の鎌ヶ谷市での具体的な事例としては、従前相当訪問型サービスと、ぞうさんもしくはシルバーハートの訪問型サービスAを併用した場合のみ、と考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
6月6日	3.従前相当訪問型サービス	一回当たりの単価の設定について	従前相当訪問型サービスについて、1日に2回以上、回数毎の算定でサービスを提供して良いか。例えば、午前中に「20～45分の生活援助中心」でサービスに入り、午後、時間をあけて20分未満の身体で2回目訪問し、支援に入ることは可能か。	訪問型サービスにおけるサービス提供については、利用者の状態像(事業対象者・要支援認定者)からも、1日1回までのサービス提供が適当であると考えます。
6月6日	4.通所型サービス (従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	要支援2でも週1回の利用で良いという方の要望に応える狙いがあると思うが、逆に要支援1の方でも週2回利用することができるということよろしいか。	要支援2の方については、お見込みの通りです。要支援1の方については、月額報酬で週2回を利用することはできず、回数で算定でも要支援1の方は月4回が上限となります。
6月20日	4.通所型サービス (従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	5週目の取り扱いはどうなるか。週1回の方で月5回、週2回の方で月9回(10)ある場合は、そのまま利用可能か。	月額単価を使用する場合、これまで通り5週目をご利用いただいて問題ありません。回数算定を使用する場合、国の基準で要支援1の方は4回、要支援2の方は8回が上限となっており、5週目を回数算定することはできません。R6.6.6記載→回数算定を使用する場合、要支援2の方が、週1回利用して、5週目を回数算定することはできます。R6.6.20訂正

更新日	サービス類型	質問ジャンル	質問	回答
6月20日	4.通所型サービス (従前相当通所型サービス・通所型サービスA)	一回当たりの単価の設定について	要支援2(週1回利用希望の方)の人の通所型サービスの5週目の利用はできるのか?(1回の単価)5回分の算定になるのか?	従前相当通所型サービス、通所型サービスA共に、要支援2の方が週1程度の利用で良いとケアプランに位置づけた場合は、5週目の利用は可能です。その場合は、1回ごとの基本サービス費で算定してください。
6月6日	5.従前相当通所型サービス	一回当たりの単価の設定について	通所型サービス事業費について、1月当たりの回数を定める場合(1回につき)の単位数の根拠を教えてください。1回あたりの単位数が低く設定されている理由は何か。事業対象者・要支援1の場合、月に4回までとなりますが、436単位×4では1744単位となり、1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)の1798単位よりも少なくなる。	国の基準によって、1月毎の単位数、1回毎の単位数は決められており、本市も国の基準と同額に設定しています。また、月額単価は週1回利用の場合、1月4回だけではなく、5回の月があることも考慮して設定されています。そのため、4回分より高く、5回分より低く月額単価が設定されています。
6月20日	5.従前相当通所型サービス	運動器機能向上加算について	令和6年度より運動器機能向上加算が基本報酬に包括化されました。これまで計画書を作成し訓練を提供していましたが、加算廃止の為、計画書作成は不可となりますでしょうか?訓練はこれまで通り提供していきます。	運動器機能向上計画の作成は不要となりますが、通所型サービス計画において提供するサービスの具体的内容(運動器機能向上訓練)を実施する旨を記載することとしてください。